

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和2年12月7日(月) 開会 11時30分
閉会 15時20分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 付議事件
- ①二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について (町長提出議案第73号)
 - ②職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第74号)
 - ③二宮町税条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第75号)
 - ④二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第76号)
 - ⑤二宮町下水道条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第79号)
 - ⑥「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (令和2年陳情第5号)
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、渡辺委員、善波議長

- 執行者側
- ①町長、副町長、政策総務部長、選挙管理委員会事務局書記長、選挙管理委員会事務局書記
 - ②町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
 - ③町長、副町長、政策総務部長、戸籍税務課長、課税班長
 - ④町長、副町長、都市部長、都市整備課長、公園緑地班長
 - ⑤町長、副町長、都市部長、下水道課長、業務班長
 - ⑥都市部長、産業振興課長、商工観光班長

傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名

5. 経過

①二宮町議会議員及び二宮町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について(町長提出議案第73号)

<補足説明>

委員長 説明等は、事前にお配りをしておりますので、これより質疑を行う。

<質疑>

二宮 直接になるか分からないが、二宮町に見える化として、大きな川崎市などはその都度、選挙費用でかかっている金額を見ることができる。二宮町として、費用の見える化に対してはどのように考えているのか。

選挙管理委員会事務局書記長 今のご質問について、見える化ということだったかと思うが、それは町議、町長選挙の実際にどれくらい全体で費用がかかったのかということでもよろしいのか。平成30年度、前回に実施された費用の部分でお答えさせていただきたいと思う。前回、平成30年度の時だが、町議及び町長選挙において、当時は選挙公費の制度はなかったため、一般的な費用のお話になるが…。

二宮 明細はいらないが、これからはどうするのかを聞きたい。

選挙管理委員会事務局書記長 予算書や決算書のかたちで、いくらかかったかの部分については公表できるかと思う。

二宮 川崎市では、私でも簡単に見えるように個人の選挙にかかった費用を一人ひとり見える化している。すごく費用がかかるというのも、これから承認を得るためにも、見える化が必要ではないかと思う。たとえばA候補、収入いくら、支出いくらリアルタイムで川崎市は出ている。公平化ということでお考えがあるのかないのか。

選挙管理委員会事務局書記長 収支報告書というのは皆さまからご提出いただき、こちらで管理している。そういったものを今後、先ほどの川崎市のようにホームページ等で公表していくことについては、選挙管理委員会の方で、選挙管理委員と協議をしたうえで公表の手続きを取るか、ホームページで公表していくかということについて今後検討させていただきたい。

杉崎 条例でいろいろ金額が書いてあるが、いくら負担になるのか。個々に分かればMaxの金額で良い。たとえば選車、ポスターとか。それにかける立候補者数で予算が決まるわけだと思うが。

選挙管理委員会事務局書記長 公費がどのくらいかかるかということだが、自動車についてはレンタカー方式やハイヤー方式などいろいろな方式がある。仮に一番高いハイヤー方式では、選挙期間が町選挙の場合5日間であるため、上限単価が6万4,500円の5日間なので、32万円程度かかる。ビラについては、単価が7.51円であり、枚数の上限が1,600枚のため、21万6,000円くらいである。ポスターについては、単価が525円06銭、町の掲示場が56か所ある。それかけるプラス基礎額が31万500円である。そうすると単価上限が6,070円となり、かける56か所で33万9,920円。最大値としては一人当たり約70万円の試算となる。

杉崎 そうすると一人70万、議員だけでかかるということである。これ

は条例を制定しない選択肢はあるのか。

選挙管理委員会事務局書記 条例を制定しないという話だが、こちらの条例についてはできる規定、条例となっているので、つくるつくらないは市町村の判断に委ねるといふものである。

渡辺 財源 100%町負担ということだが、他に措置はないのか。全部この額が持ち出しになるのか確認をさせていただきたい。実際にこれだけの金額となると大きな金額だが、公費ということで、要するに今まで安く抑えていたものが、出してもらえらるならという感覚が出てくると、枠がめいっぱい使われ、妥当性をチェックする仕組みがあるのか。先ほど杉崎委員からも、町で施行しなければいけないのかということだったが、供託金の 15 万円というのは、上位法に従うべきものなのか。もう一つ、ビラの件だが、配布方法とか規格についての自由度を確認したい。

選挙管理委員会事務局書記 まず財源については町の単費になるので、補助金や交付金は付かない。次にチェックする機能だが、基本的に書類関係を議員さんから出していただき、そのうえで審査をし、最終的に町の方でチェックをするので、確実に行っていきたい。供託金の関係だが、条例とは関係なく、法律が変わっているので確実に反映するかたちになっている。ビラについては、上限枚数が 1,600 枚と先ほど申し上げたが、配布方法については、新聞折り込み、候補者の選挙事務所内に置く方法、個人演説会で配布である方法、街頭演説の 4 点である。規格については、A4 判、長さ 29.7 cm、幅 21 cm以内となり、表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、住所を記載するかたちとなる。それから 2 種類以内で両面印刷可というかたちになる。選挙管理委員会からの証紙の交付を受けて添付をするかたちとなる。

渡辺 そうすると、まず無駄遣いにならないかという部分である。選管の方でチェックをされるのと、先ほど二宮委員からも質問があったが、結局どれだけの金額をかけていたか有権者に分かる仕組みをされるということで、それももう一つチェックになるのか。そういう方法をどの程度検討されているのか。はがきについてだが、これは従来どおりという理解でいいのか。あと、法定得票数に満たない場合は供託金は没収されるということだが、今回の公的負担額についても、本人の負担になるのか。

選挙管理委員会事務局書記長 こちらの公費負担の制度が始まった場合には、選挙が実際に行われ、立候補者から収支の関係書類が届いた場合には、選挙管理委員と協議したうえで、公費を使った部分が正しく使われているかどうかチェックを含めて、公表等の手続きも検討していきたいと思う。はがきは従来どおりかという質問だが、こちらは変わっていないので、800 枚の枚数に変更はない。供託金の関係で法定得票数に満たない場合については、供託金が没収されると同時に、選挙公営の部分については、町からの公費負担ができないので、個人の方の負担となる。

休憩 11 時 43 分

(傍聴議員の質疑：善波、羽根、露木 各議員)

再開 11 時 55 分

< 討論 >

野地

議案第 73 号に反対の立場で討論させていただく。法改正は全国町村議会議長会からも長年にわたって要望した事項である。また、市以上の自治体については実際に行われているということで、歓迎したいところではあるが、先ほどから書記長のお話でいうと、個人の費用がどうかかったか、どういう規定でやるか、今は全く未定の段階である。であれば、候補者個人の明細を公表すべきであるというのが条件付きになってくる。一千万円以上の公費を使って行うには、いささか悩むところであるため、今しばらく時期をおき、その前に選挙管理委員会でも条例に対してもんでいただいたうえで、上程していただきたいと思う。そのため、今定例会では反対とさせていただく。

渡辺

私は賛成の立場で討論する。トータルの選挙活動での費用負担軽減は非常に大きいと思う。このことが立候補の後押しすることを期待しての賛成をするものである。ただし、いろいろ問題がある。まず供託金である。これが大きな金額であるため、ハードルになることについては問題として指摘をしておきたい。ビラの解禁についても前向きな変更だと評価はしたいが、1,600 枚というのは有権者世帯数の 2 割に満たないものである。広報はあるとはいえ、使い方が非常に制限をされる、極端に言えば候補者のところでないと活用できないという制限があると思うので、この点も問題かと思う。先ほども討論で出されたが、単価については無駄に使われないように、次の執行選挙に見直すことを必ずしていただきたい。先ほど、令和 4 年というお話があったが、選挙自身はどのような時期に行われるか分からないので、そのへんを検討することを求める。もう一点、公表の仕方についても、個々の候補者の経費についての考え方が反映されるものだと思うので、きちんと検討することを求める。

< 採決 >

委員長

それでは議案第 73 号を採決する。議案第 73 号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)…2 対 4

賛成：松崎、渡辺 委員

反対：坂本、二宮、野地、杉崎 委員

よって議案第 73 号は否決と決定する。以上で議案第 73 号の審査を終了する。

休憩 11 時 59 分

再開 13 時 00 分

②職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 74 号）

<補足説明>

委員長

説明等は、事前にお配りをしておりますので、これより質疑を行う。

<質疑>

渡辺

2つ伺う。会計年度任用職員については、今回の提案は11号給が変わるということだが、この給料表でいうと1級の10号級までは適用されていないということで、あえて触れられていないのか。あと、一般職の初任給が1級の9号給に大体あたるのかなと思うが、これは実際に計算するときには地域手当に加えて、期末手当等も含めて計算するので、最低賃金を上回るという理解で良いのか。

庶務人事班長

最初のご質問だが、会計年度任用職員の中で1級の11号給以下の方がいるかということだが、現在一番低い号給で定めているのが、1級の11号給になるので、それ以下の会計年度任用職員はいらっしゃらないということになる。続いて職員の高卒事務職だと、給料表の中で1級の9号を適用する中で、その金額が最低賃金を下回っていないのかということだが、職員の1時間あたりの計算仕方が若干異なっており、委員さんが先ほどおっしゃられたように、給料の月額に地域手当を加え、それに12か月をかける。それに対して年間に対しての勤務時間、これは土日祝日、年末の休日を除いた時間、今年度だと1,906.5時間が勤務時間になる。先ほど計算した給料の金額を割った値が職員の時間あたりの金額となる。その計算に基づくと、職員の方は1,018円という金額となるため、最低賃金を下回っていないということになる。

渡辺

あと、今回は会計年度任用職員ということだが、種別としてパートタイムとフルタイムがあったかと思うが、同様に適用されると考えてよいか。

庶務人事班長

今回の条例を改正させていただいた結果、パートタイムの方、フルタイムの方それぞれに適用させていただくので、同様に条例改正の結果が反映されるというものになる。

休憩 13時04分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時04分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第74号を採決する。議案第74号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第74号は可決と決定する。以上で議案第74号の審査を終了する。

③二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 75 号）

<補足説明>

委員長

説明等は、事前にお配りをしておりますので、これより質疑を行う。

<質疑>

渡辺

まず第 1 条について伺う。これは基本的に条ズレというふうに理解しているが、19 条の 2、固定資産税の非課税等の申告で上位法の第 16 号というのが追加になっていると見受けたが、追加された 16 号の内容を教えていただきたい。2 点目は第 2 条関係である。現所有者の申告ということで、相続人等の申告方法が変わると理解しているが、これの影響を受ける世帯数は二宮ではどれくらい想定されているか。あと、一番最後に行事の中止による払い戻しがコロナに関してあるが、二宮町でも町主催のイベントも可能性としてあるのか確認をさせてほしい。

課税班長

まずは第 1 条関係の第 19 条の 2、第 16 号の追加だが、これは独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構の用途に供するものが非課税の中に加わったということになる。二宮町にこれの法人はないので、対象はないかと思う。現所有者の世帯数見込みだが、大体平均すると月に 10 名くらいの方が亡くなられた方が固定資産の所有をしているので、その 12 がけの約 120 名くらいかなと想定している。そのうち相続登記が行われない方となる。それと寄付金の控除だが、11 月 27 日時点で 1,133 のイベントが文化庁で指定され、二宮町のイベントはそこの中にはなかったと思う。具体的に言えば、劇団四季のミュージカルとか、大きいイベントが対象となっている。

渡辺

相続登記に関して、実際に一定の割合で相続登記をされない相続人がいるのが現実であるか、念を押して確認したい。

課税班長

現状だと、大体 420 納税義務者、これが全体の 4.2%くらいだが、こちらがまだ相続が未登記という状況である。

松崎

渡辺委員の質疑でお答えいただいているような気もするが、固定資産税の第 2 条の話である。結局、これは趣旨としては相続登記をしないまま、分かりやすくいえば、ずうずうしく住み続けている人に課税させるという趣旨があると理解しているが、間違いないか。あと、これだけ（案）が付いているが、どういうことなのか伺う。

課税班長

この現所有者の申告だが、元々は所有者が不明な土地が全国的に増えてきたことから、地方税法上に現所有者を申告させるような制度が義務化になってきた。現時点では、相続登記をしない方についても、それを相続すべき人間、一般的には住んでいる方に納税通知書は送らせていただき、お納めいただいている状況である。（案）が付いているということだが、これは国の資料をそのまま引っ張ってきている状

態であるためである。

杉崎

この資料2枚目である。現に所有しているものの申告制度化というのがある。相続登記がされていない場合の一番下、網掛けになっているところの案で、条例により申告させる(注)と書いてあるが、どこ見ても(注)が書いていないので、何であるか。それと、相続でもめ、10か月以内に確定しない場合もあると思うが、そのへんはどういう対応をするのか。

戸籍税務課長

こちらの(注)だが、国の資料を引用したため、この中には入っていない。基本的にはこの(案)に書いてあるとおりで、国が条例改正をするという時に、税制改正の(案)を出した時の資料であるが、内容的にはこの通りで、条例化して一部改正をお願いしているとおりに

改

正していただければ、今まではお願いというものが、今度は申告させて、「私が所有者なので納税義務者として扱っていただくようお願いする」というかたちになる。ご理解をいただければと思う。それから、もめている場合は、今の所有者に申告していただき、課税させていただくという流れになる。もめたことが解決した場合は登記していただき、所有者になったということで、引き続き課税させていただくというかたちになる。

杉崎

住んでいる場合はいいが、住んでいない土地、家屋が建っていないところや空き家は相続が確定しないと分からない場合は誰に納税書を送るのか。

課税班長

その場合は、今現在の相続人の代表者指定届を納税者からいただいているため、代表者の方に納税通知書は送付させていただいているという状況である。

杉崎

そうすると、今も完璧に近いようなことが町はできているということか。上位法だからつくらないとダメなのか。今のそのへんの流れを教えてください。

課税班長

今行っている相続人代表者指定届は、固定資産税に限らず、住民税も、全ての税金に対して相続人の代表者指定届を設けるような制度になっているが、今回の制度は固定資産税に特化した制度となる。上位法で定めができたので、町でも条例に規定するようなかたちで今回制定をさせていただいた。

休憩 13時19分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 13時19分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第 75 号を採決する。議案第 75 号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第 75 号は可決と決定する。以上で議案第 75 号の審査を終了する。

休憩 13 時 20 分

再開 13 時 29 分

④二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 76 号）

<補足説明>

委員長

説明等は、事前にお配りをしておりますので、これより質疑を行う。

都市整備課長

補足である。公園の場所については別途位置図を添付しているので児童遊園地一覧表の順番となっているので、ご確認ください。

<質疑>

松崎

まずそれぞれの対象となる遊園地の平米数について教えていただきたい。

公園緑地班長

百合が丘 1 丁目東遊園地が 1,577.48 m²、中里西第 3 遊園地が 287.62 m²、中里西第 4 遊園地が 279.26 m²、中里北遊園地が 221.98 m²、北新道遊園地が 132 m²、北新道西遊園地が 903.35 m²、妙見遊園地が 103.31 m²、富士見が丘 1 丁目第 4 遊園地が 423.88 m²である。

松崎

それぞれどのようなかたちで再利用すると、可能性について考えているのか、もしビジョンがあれば教えていただきたい。

公園緑地班長

公会堂や児童館として一体管理していくもの以外については、多目的な広場ということで、地域の実情に合わせて使っていけるものにしていく予定である。

松崎

売却の可能性はあるのかどうか。あわせて、町のホームページで見ると、最初に出てきた百合が丘 1 丁目東遊園地の今後の利用として、公会堂として一体管理ということだが、ホームページでは宅地に変更という記述があるが、それは誤りか。

都市整備課長

現在、この公園統廃合計画について借地もあるし、町有地もあるが、非常に少ない面積の児童遊園地もあるので、今のところ売却という考えはない。ただ、先ほど言われた宅地と標記されているものについては、公会堂という建物が建っているので、そういう意味合いでの一体的な敷地利用ということで、宅地化という意味ではなく、施設の敷地として捉えての表現だと思っていただければよいと思う。

- 二宮 遊具は取るということだが、教えていただきたい。遊園地と多目的広場とすることにより、町管理の負担金額に違いはあるのか。
- 公園緑地班長 広場にする遊園地については遊具を撤去するので、遊具の点検や修繕の金額がかかなくなる。また、借地している公園を廃止した場合には、借地料が当然なくなる。草刈り等は今後していくことになるが、回数等も広場と遊園地だとちょっと変わってくるのかなという考えもある。
- 都市整備課長 補足をさせていただく。維持管理の軽減ということについては、これが全部完成されると、今説明があった遊具の点検や他課へ移管される部分があるので、軽減される場所はある。今のところあくまで試算上だが、100万円弱ぐらいは最終的に年間で軽減できるのではなかろうかというふうに考えている。
- 二宮 そうすると、近場に少子化ということもあるかと思うが、地区長さんへ調整してから承認を得るのか、その前に連携が取れているのか。
- 公園緑地班長 計画を策定する段階で、地区長さんたちにもお伺いして、意見を聞かせていただき、計画策定をしている。あと今年度実施するものについては、また地区長さんにお伺いし、地区への周知についてアドバイス等をいただき、実施している。
- 杉崎 いろいろ載っているが、今回の8か所で見直すところが14か所あって、残りの6か所が次年度以降となっている。その理由は何か。それと前に総務の委員会でやったが、中里北が年間管理費で24万1,000円、中里西が22万9,000円、中里西第4遊園地は22万9,000円で、これが管理費だが、今後はそれをどうするのか。当然草が生えてくるが、シルバーさんとか愛護会とか、今後の管理の仕方である。それと、この中で、中里軒吉について総務で視察に行った時に、これは年間18万5,000円かかっているが、新幹線の上、釜野のトンネルを抜けて上って行った一番奥である。木がいっぱい生えて暗くて利用者がいない状況である。なぜこれを残すのか少し不思議である。その理由は。これは児童公園とは違うが関連してお聞きする。梅沢に神明下というのがある。これも6年くらい前に吾妻神社の総代、松本博良さんが、吾妻神社で受けてもいいよということで、たしか前課長と町長にお話ししたことがあると思うが、あそこが非常に暗くて、子どもが行くと危険、ましては今から60年前に事件があった近くである。私が小学校2年の時、学校帰りの女の子が殺されて、そこから西へ300m行くと墓地があるが、そこで発見された。これは迷宮入りになったが、そういうことがあってはいけないので、神明下の件はどうなったか。
- 都市整備課長 まず広場の管理形態だが、当然空間がなくなるものではないので、維持管理については舗装されていない部分が大体を占める。たとえば実際に都市公園をシルバー人材センターに委託している部分がある。あとは、直営の管理職員もいる。こういった中で対応できる場所は

していく。あとは愛護会さんが範囲を広げていただけるのであれば、声掛けをしていきたい。それと愛護会の立ち上げなども念頭に置きながら、維持管理に務めていきたい。2点目、軒吉公園のところである。場所的にも開発をされ、最終的には奥地になっている。たしかにイメージ的には木が生い茂って暗く、日照的にも条件としてあまり良くないが、今回の計画の中に残したものは、地域や利用者の意見をふまえた中で、残っている。今度、変更等が必要であれば、再度その時に検討していくことが可能かと思う。3点目の神明下である。まだ最終的な地区との調整ができていないので、以前のお話もふまえつつ、進めていきたいと考えている。

委員長 初めの14か所の見直しの残り6か所はどうなったのか。

公園緑地班長 こちらの計画が令和5年度までの計画となっているので、順次次年度に実施させていただこうと考えている。

杉崎 さっき課長が要望とか言ったが、おたくの課では平成28年12月にアンケートをやっている。それに基づいてのことか。軒吉を残してくれというのは。それと北新道西遊園地、大応寺の下である。ここは非常に広い土地で280坪あるが、町の資料か誰がつくったのか、用地寄付による建設となっている。これがあっているか分からないが、280坪をそのままか。我々を2,3年前に見に行った時にも何もなかった。ただ、フェンスで入れないようにしてあるだけ。用地寄付による建設だったら町所有になっている。あのままではなく、駐車場かなにかで町として利用できないのか。

都市整備課長 平成28年度に先ほどの地域住民と利用者のアンケートをさせていただいた。そういったものを計画に盛り込んでいる。2回ほどアンケートを実施させていただいている。その後、平成30年度にこういった結果になったと地区長の全体会でお知らせさせていただいた。もし、何かあればご意見をくださいという話だったが、現在のところご意見はなかったため、計画のとおり進めさせていただいている。北新道西遊園地だが、面積的には非常に広いが、出入り口が1か所しかなく、今おっしゃった駐車場というお考えもあるかと思うが、両脇の民地、町所有でない土地もあるので、出入りに関して若干の不便さ、道路についても非常に狭い。近所に保育園もあるため、安全面でいったら、現状の計画通り進められればと思っている。

渡辺 杉崎委員の質問に少し関連するが、まず条例上の変更を次年度以降とした場所がまだあるが、これはやはり地元との調整や協議が整っていないため、現時点では条例に反映させないという理解で良いのか。この計画を拝見すると、用途に応じた公園の特色を示す、広域連携における多様なニーズへの対応というところもある。統廃合計画を見て感じたのが、ボールや原っぱ遊びなど、遊びの問題が結構触れられている。このへんについて今回条例にも関係して、健康福祉部とかに心身きらり条例もあるが、そういった部署と協議をしたのか教えていた

だきたい。

公園緑地班長

次年度以降、地区長と統廃合計画をつくる際に実情を聞いたり、話し合いはしている。あと周知とかの段階で調整をさせていただくようなかたちになるかと思う。一遍に遊具の撤去をしたり、新たに追加したりするのは、なかなか難しいため、令和5年度までの計画として実施をさせていただいている。

都市整備課長

他部局との調整、連携についてだが、実際に児童遊園地、都市公園、子どもの広場というのは都市整備課の方で管理をしている状況である。関連の担当課とは調整していないが、統廃合計画をつくる際のアンケートを実施させていただいたいる方々というのは、子育て世代や高齢者の団体、幼稚園、保育園、未就学児の団体、学童保育、ゆめクラブ、社協などを対象にアンケートを実施させていただいているので、利用される方の意見を聴取しているので、計画には実際の利用者の声が反映されているものだと思っている。

渡辺

条例化するのは実際に物理的に撤去とか、そういう作業がすぐにはできないので、それに合わせてという理解をした。それと統廃合計画の中には、一方では遊具の充実を行うとか、特色ある遊びの機能を充実するという表現もあるが、今回出ているのは廃止に関する条例だが、一方でこういう特色ある公園づくりというのが、別で進んでいるのか。

公園緑地班長

廃止する公園の遊具撤去は2月、3月ぐらいを予定している。先に利用者の多い近くの4つの公園に新たに遊具を増設している。具体的に言うと、八向遊園地にはブランコ、中里西第1遊園地と中里の丘遊園地に回転遊具、中里西第2遊園地にはスプリング遊具ということで、新規増設もしている。

都市整備課長

追加でお話させていただくが、二宮町の公園はボール遊びができる公園がないという声もあったので、計画の中にはボール遊びのできる公園を8か所ほど設定させていただいている。ボール遊びができる公園として、近年KDDI跡地が宅地開発されたので、町から要望をあげさせていただき、ボール遊びができる公園として防球ネットを設置させていただき、現在では整備されている。

渡辺

今説明をいただいたが、アンケートはものすごく大事で、ある程度考え方を反映するが、逆にアンケートをつくる段階でアンケートする側の意向がある程度出ているのではないかと思う。やはり健康増進の場所としての位置付けを、そこから読み取るのは難しかったのか。

都市部長

健康増進の観点からというお話があったが、今、通いの場づくりのところでは、指導できる立場の方がいて、その指導に従ってどれくらい運動機能をやった方がいいのか。そういうことを学んだうえでないと、なかなか自己流で体を動かせばいいとなると、難しいのかなと思う。たとえば浸透していき、その人の健康状態を把握した状況であれば、

自分で動かせるような場づくりが今後できると思う。というのは、公園の統廃合計画は5年期間として設定しているので、新しく更新していくので、その状況に合わせた内容に変更は考えられると思う。

野地

令和5年までという質問しにくくなるが願います。まず条例から外れるということで、先ほど多目的広場という表現をされた。二宮町の場合は子どもの広場という扱いで公園計画をされているが、違いはあるのか。あと、たとえば中里西第3と第4については緑道が良いと総務の委員会と執行者側も同意見だったかと思うが、緑道ではなく広場になったのはなぜか。次に諸々条例から離れるということは、売却しないとかあったが、その後の扱いである。売却はできるようになる、もしくは駐車場に利用できる、葛川整備の時に活用しよう、などいろいろあるが、条例から離れて、執行者としては条例外の管理地になるから自由に選択できる扱いになるのかという質問である。最後に、ほとんどの公園が開発の時に法的に設けられた公園と認識するところもあるが、法的に設けた公園を無くすことに対して、法的な問題は特になのか。

公園緑地班長

子どもの広場については、児童福祉法で定められているものになる。多目的な広場が変わることによって、誰でも利用できるような広場を考えている。中里西第3第4を緑道ということだが、計画では広場というかたちになっており、まずは広場にさせていただき、緑道という声が多くなるようだったら、また検討させていただきたい。

都市整備課長

先ほど条例から外れて売却という話もあったが、まず空間として緑道なり、広場なりで残して維持管理をしていくというところがある。比較的狭いとか、使い勝手が良くないところもあるで、今のところそういう考えは持っていない。あと、これが条例から外れることによって自由度がきくかということだが、あくまでも町の管理地であるため、他の事業で協力要請をいただいた場合については、不都合がない範囲で我々の方は使用許可や協議をしたうえで使うことは可能かと思う。これが条例から外れても法的に問題がないかということだが、そういったこともふまえて今回の統廃合計画で条例から外すという流れになっている。ここから外れても法的問題はなく、空間として町民の方々利用できるものとして残るので、今のところ大丈夫かと思っている。

休憩 14時03分

(傍聴議員の質疑：羽根、露木)

再開 14時18分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それでは議案第76号を採決する。議案第76号を原案のとおり可決

とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第 76 号は可決と決定する。以上で議案第 76 号の審査を終了する。

休憩 14 時 19 分

再開 14 時 30 分

⑤二宮町下水道条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 79 号）

<補足説明>

委員長

趣旨説明等は、事前にお配りをしておりますので、ただちに質疑に移らせていただきたいと思います。

<質疑>

松崎

まず補足資料として配られた資料があるが、二宮町下水道条例一部改正についてという資料と中身が全く同じなので、何が補足なのか分からないのだが。あと補足資料の本文である。改正の目的ですというところから 3 行目に酒匂川流域下水処理場という施設名が書いてあるが、これをネットで調べてもそういう処理場がない。調べると酒匂川に 2 か所ある処理場で、酒匂川下水道右岸処理場、左岸処理場という 2 つの施設があって、この処理場が昭和 57 年に供用を開始したとあるが、そのへんの事実関係が分からなかった。それとロジックがよく分からない。文章の 1 段落目の下だが、処理場への影響を正確に捉えることが困難になったことから、特定事業場の中でも製造業からの排水について、本来の基準よりもさらに厳しい水質基準を設けてきたとあるが、どうしてもそもそも厳しい水質基準を設けなきゃいけないロジックがよく分からない。あと、その下である。処理場に流入する汚水の水質は安定している、今後も変動しないと考えられるとあるが、どうしても考えられるのかよく分からない。

下水道課長

補足資料について、重複しているという指摘をいただいた。申し訳ない。できるだけ分かりづらいところもあったので、少しでも分かりやすくするつもりで補足資料としてお出しをした。3 行目の処理場の名前についてだが、こちらの正式名は小田原市扇町にある扇町水処理再生センターという名称になる。小田原市に水処理施設として右岸、左岸があるが、右岸側の正式名称である。

申し訳ない。説明を訂正させていただく。二宮町が処理しているものについては扇町ではなく、左岸側の酒匂水処理再生センターの誤りである。大変申し訳ない。3 つ目のどうしても厳しい処理基準を設けないといけなかったかである。昭和 57 年に酒匂川の処理場が供用開始され、その時に入ってくる水がどんな水質で入ってくるのか、工場排水がどのくらいの量入ってくるのか想定が困難で、資料にもあるが、それを正確に捉えることが困難な状況であったということで下水道法施行令にやむを得ない場合には厳しい基準を設けることができるという文言があり、適用し、供用開始当初から厳しい基準を設けたというふうに聞いている。4 つ目、現在安定している、今後も変動がな

いという根拠だが、神奈川県の方で酒匂川流域処理の全体計画の見直しをここで行っている。そこで現在、今後の水質について想定したところ、流入してくる水質は非常に安定してきている。理由としては、供用開始当初は一般家庭につないでいる数も少なかったと思われる。現在ではかなりの家庭が接続していただき、入ってくる水も安定してきている。今後についても工場の数が大きく増加することが考えられない状況であり、今後変動する見込みは少ないと判断をしたということである。

渡辺

今回、特定事業場という言葉が出てきているが、二宮の場合、特定事業場に認定されているのは実際にあるのか。あれば、今回の変更に係わる特定事業場のうち製造場は何か所くらいあるのか。あと、下水道の処理場までの水質であって、問題になるのが下水道処理場から環境に排出される時の水質問題かと思うが、その点での影響はないという理解していいのか。

下水道課長

二宮の中には特定事業場が5か所ある。その中で製造業は3か所。処理場からの放流水に対しての影響は先ほどの全体計画想定のもと、影響はないと。なので、厳しい基準は必要ないということが示された。

渡辺

町の方にも特定事業場があるということだが、検査は実際にされているものなのか。

下水道課長

3つのうち2か所に対しては年4回水を取らせていただいて、検査をしている。もう1か所については検査の対象となっていないが、こちらで排水処理施設、要は下水道に流す水を施設の中できれいにしてから出す。水処理施設を各製造業は設けているが、稼働状況に問題がないかどうか。あとは出したところのすぐにあるマンホールを開けて、附着物がないか、影響していないか確認をしている。

業務班長

補足をさせていただく。3社からの排水だが、二宮町全体の排水の1%に満たない数量となっている。

野地

1つだけである。今回は基準が緩まるから良いとして、3市7町では同じ基準で条例を統一として変更すると決まっている、もしくは協議済みだという理解で良いか。

下水道課長

3市7町で検討した結果ということで、実際に12月議会で上程しているところは2市6町である。今なかった1市は自分のところで処理場を持っていたりとか、もう1町に関しては、まだ実際に水を流していない、処理がまだ始まっていないことから、この12月に上程していない。なので、2市6町で同じ条文として統一した内容で上程させていただいている。二宮町だけ通らなかった場合については、二宮町だけ厳しい基準を設けていくことになる。法令の中で、処理場に入ってくる水が安定しない、薄まっている状況であれば、厳しい基準を設けることができると記されているので、下水道法にそぐわないか

たちで継続していく状況となる。

休憩 14時41分

(傍聴議員の質疑：小笠原、露木、根岸 議員)

再開 14時49分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第79号を採決する。議案第79号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第79号は可決と決定する。以上で議案第79号の審査を終了する。

休憩 14時50分

再開 14時57分

⑥「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書 (令和2年陳情第5号)

委員長

陳情者の出席・補足説明は無いので、執行者への参考質疑から始める。

<執行者への参考質疑>

松崎

答えられることは限られていると思うが、本文中、「下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。」とあるが、二宮町も色々な形で下請けはたくさんやっていると思う。そういった下請けの方々に、厳しい環境を押し付けているようなことは無い、ということ、胸を張って言えるかということを知りたい。

商工観光班長

産業振興課ということで、契約業務担当課ではないので、そこは分かりかねる。

渡辺

コロナ禍で、状況はどこも厳しくなっているが、産業振興課として、町内の賃金の動向とか、労働環境とか、どの程度把握されているのかをおたずねしたい。

商工観光班長

産業振興課では把握していない。国も調査はしているが、あくまで最低賃金を決めるための統計的な調査はしているが、個別具体の賃金調査というのはしていない。

渡辺

契約のほうとの関わりになってくるのかもしれないが、以前も公契約条例を結ぶことで、町が契約を結ぶ企業に関しては、きちんと労働環境を守られているという担保にならないかなという議論もしたと思うが、実際にうちが労働環境、契約した企業さんと、事業者さんと、

労働環境が担保されているというか、そういう方法とか、他はどのようなのか。

商工観光班長 入札等で契約する際については、建設業では建設業退職共済組合に加入しているかどうかとも評価点の対象になっているので、そういうところで労働環境の確認もその際にはできるかと思う。

渡辺 この陳情の中に地域循環型経済という言葉が出てくるが、町の中で単一の企業として、本当に役場の発注量は大きいと思う。これをできる限り町に発注してもらえるように、以前もこのシステムに入るのにお金がかかるということで、そういう論議もしていたが、その後そのあたり検討しているのか。受注システムに加入しやすくなるような。

商工観光班長 契約担当課ではないので、お答えしかねる。

野地 町内の産業に精通されている皆さんにぜひ感想を伺いたいのだが、現在コロナというところで、色々なキャンペーンを行って、飲食店、商店の方々の要望に沿って、色々な支援を税金でしている。持続化給付金もしている。その中で、二宮町の商店、飲食店がアルバイト1,500円になった場合、せつかく今支援している零細個人経営の方々は、どうなると思うか。どういうイメージを持っているか。

産業振興課長 イメージということでは難しいが、最低賃金というのも、賃金を上げれば良いというものではないだろうし、他の中小企業も賃金が上がれば当然、苦しくなるという話も聞いているので、そのへんのバランスという話になると思うので、単純に1,500円という話ではお答えしづらい。

野地 おそらくそう答えるとは思ったが、毎年最低賃金は上がってきている。おそらく上がるでしょうということもあるが、1,500円という数字について、あらためて伺いたい。アルバイトが1,500円になった時に、町内の個人企業、零細企業のかたは、その支援いただくお金の価値感を得られずに、何とかがんばって継続しようとする気持ちが失せてしまうのではないかと思うのだが、皆さんの意見はどんなところで落ち着くと思うか。

産業振興課長 引き続き難しい質問だが、上がったら上がったで、当然企業側、事業所側は何かしなければならぬという中で、単純に今の労働条件のまま、その賃金を支払っていくのか、その中でいかに効率的にやっていくのか、さまざまな業者がいると思うので、何も事業者側が変わらないということではおそくないと思うので、苦しくはなっていくと思う。

委員長 この陳情のはじめのところ、「国民の消費購買力を高める必要」という言葉がある。産業振興課の中で、国民の消費購買力を高める方法、賃金を上昇させる以外の方法があるかがひとつ。次に中段、「抜

本的に引き上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり」というところがあるが、賃金を上昇させたら貧困がなくなるというような世の中の仕組みがあるのかということ。次に「中小零細企業に支援が必要です」というところ、中小零細企業の賃金が上がって、固定費負担が増えたところで、そこに支援を継続的にしていくことができるのか、その3点を教えてほしい。

商工観光班長

一つ目、購買力を高めるといったところだが、ここ数年、国のほうが消費税が上がるたびにプレミアム商品券の発行を行ったり、町のほうでも飲食店応援クーポンやエールプレミアム商品券事業をやっている。これらが、購買力を高める事業なのかなと思う。次の福祉施策、貧困がなくなるかということとは分からない。中小企業の支援策、多くあるのは国のほうの事業になってしまうのだが、キャリアアップ支援事業というのがある、賃金の上げ幅によって、助成を受ける額が変わっていく事業があるので、比較的継続的な支援は受けられるのかなと考えている。

委員長

購買力を高めるといったところだが、クーポンを出したとしても、必要なもの以上に買って仕方ないということもあるわけで、このへんは少子化対策とかが一番効果が高いのではないかと思っているが、そのへんの見解は。次に貧困をなくすというところで、給与を上げていけば、販売単価が上がってしまうので、物価上昇ということで結局貧困をなくすということにならないのではないかと。そのへんの考え方を。次に中小零細企業の支援というところで、国の対策というのはあるが、町として対策を、支援できるものになっていくのかどうか。

商工観光班長

少子化対策が購買力の一助になるのではないかということだが、町の中でもコロナ禍で経済が停滞している中、子育てを対象とした商品券の配布を行ったということでは、確かに少子化対策から購買意欲につながっていくということはあると思う。次の物価上昇になってしまいうところでは、まず最低賃金を決める際、地域の労働者の生計費であるとか、事業者の賃金支払能力、そのへんが総合的に考慮されて最低賃金は決まってくるだろうということもあるので、一概に賃金上昇が物価上昇につながるというふうにはならないのかなと思う。次に町としての支援策については、現状では町のほうでは独自に支援策をやっていこうとは考えておらず、あくまでも国の支援事業について周知を行っていきたいと考えているところである。

休憩 15時11分

(傍聴議員の質疑：一石議員)

再開 15時13分

<意見交換>

渡辺

陳情者がいないので、本来執行者が答えなくてもよい質問に答えなくてはならず、たいへんだったと思うが、私自身は、これはセットでとらえるしかないと考える。最低賃金引き上げと中小企業支援という

のは。大きいところは逆にいいというか、それなりにきちんと潤っている。逆にこのことでインフレが起こるといふこともあるが、インフレを起こしたいと言って、この間ずっと失敗している。結局、国民の購買力は上がっていない。その事実を反映している。私はここまできたら大胆にやればいいのかと思っている。先ほども質問したが、二宮町の場合は、昨日のシンポジウムでも出ていたが、お金がどんどん外に出ていってしまっているという、何年も話し合っている問題だと思うので、それこそ町と、町長は町だけではなくて近隣の市町も協力すべきだということも以前話していたが、そういうところの役割があるのかなというふうに感じている。

<討論>

二宮

不採択の立場で討論する。まず陳情事項3の中小企業への支援策についてである。1点目に、キャリアアップ助成を行っていること。有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規労働者雇用の、企業内でのキャリアアップの促進で、正社員化や処遇改善の取組みを実施した事業主に対して助成している。2点目に、令和3年1月まで申請が伸びた事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資を行った場合に助成している。3点目に雇用調整助成金。コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業経営者を支援するため引き上げられた休業手当、日額上限15,000円を支給して、雇用を維持する企業に助成金を出している。以上のような取組みがあり、今までにない助成もあるということは、まずは雇用自体を守ることが現在の最優先であると考え。大手企業では、6,500人削減の方針も発表されるなど、新型コロナウイルスで世界経済が停滞している中、賃金を支払う企業経営者または個人事業主に最低賃金1,500円以上を目指すことは、現段階では実行不可能と考え、不採択とする。

渡辺

私は採択の立場で討論する。陳情者が言っているのは、収入が、やっぱり食べていけない、最低賃金が1,011円、1,012円では食べていけないというのが出発点だと思う。ここにもデータがあるが、月22から24万円、これをベースにしたら1,500円必要なんだと、ここが満たされないと、いくら国の経済を良くしようと言っても、懐が温まらない。これまでずっとインフレに誘導しようとしても良くなかったというのは、ここに原因があるのだと私は思う。本質的には、ずっとこの前、労働分配率と言ったか、私たちの経済活動で生まれたものが、働き手のところに入ってきていない。入ってきても、本当に一部のエリートに分配されているという状況をどう直していくか。その点で、労働者も中小企業も経営者も、立場はさほど変わらないのではないかと思う。経営者と労働者という分け方をしているが、そのような問題ではなくて、一緒に国の経済を良くしていこうというのが、陳情者の気持ちではないかと思う。そういうことで、ぜひこの陳情は、政府に対してということであるが、当然県のほうでもやるべきことがあると思うので、今だからこそ、必要だと思い、採択を訴えたい。

<採決>

委員長

それでは陳情第5号を採決する。陳情第5号を不採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(不採択5名挙手：二宮、松崎、野地、杉崎、坂本)

挙手多数である。

よって陳情第5号は不採択と決定する。以上で陳情第5号の審査を終了する。

閉会 15時20分